

## 院政期の「乳母の家」の役割に関する考察

北京外国語大学 北京日本学研究センター 潘蕾

古代日本においては、天皇家の乳母は天皇との擬制的な家族関係に基づき、政治及び文化の面に大いに活躍した。『令義解』巻一の「後宮職員令第三」に「凡親王及子者。皆給乳母。親王三人。子二人。所養子年十三以上。雖乳母身死。不得更立替。」とあるように、律令の規定上、遅くとも奈良初期に至ると、皇子（女）らには無条件に乳母が支給されることとなったと考えられる。

清少納言が『枕草子』22段に「興ざめなもの。お乳が出なくなった乳母。これも資格がなくなって興ざめなものである。」と乳が出ないで興ざめなことを書くのに、実母ではなく乳母を取り上げた。また、『栄花物語』の第36に、第70代後冷泉天皇を評価する時、その生母の藤原彰子ではなく、乳母である弁の乳母・藤原賢子の教育をほめていた。これらの描写から、授乳及び子供の教育は当時の乳母の重要な役割であったうかがえよう。

皇子女の乳母はこうした特殊な身分の故に、法律によって特殊の権利が与えられることとなり、摂関時代に入ってから、天皇の即位と共に乳母は三位を与えられ、内侍司の次官・典侍となることが増えた。さらに、院政時代になると、乳母及びその家族が養君の身内に準ずる立場に立って目覚しい進出を遂げ、天皇家の者の養育者として母親に匹敵する力を発揮するようになったと思われる。

「乳母」について、歴史学の分野では、和田英松氏（「歴史上に於ける乳母の勢力」（『国史国文の研究』雄山閣、1926））、角田文衛氏（『王朝の映像』東京堂出版、1970；『日本の後宮』学燈社、1973；『王朝の明暗』東京堂出版、1977などに収録されている）、田端泰子氏（『乳母の力——歴史を支えた女たち』、吉川弘文館、2005）などの研究があり、文学の分野では、吉海直人氏（『平安朝の乳母達——『源氏物語』への階梯』世界思想社、1995）、新田孝子氏（『栄花物語の乳母の系譜』風間書房、2003）などの研究がある。その中に、吉海氏は総合的な乳母論を展開することにより、「乳母学」という新たな学問分野の確立を試みた。本発表では、先行研究の成果を踏まえながら、天皇家の乳母にスポットをあて、親権が強化された院政時代において、天皇家の者と擬制的な家族関係にある乳母及びその家族が如何なる役割を果たしたのかを考察し、そのうえ、「氏」から「家」への過渡期だと見なされるこの時期における「乳母の家」の成立事情を検討してみる。